

ビジネスと人権に関する国連専門家の訪日

ジュネーブ(2023年7月14日) – 国連ビジネスと人権の作業部会は7月24日から8月4日にかけて、初めて日本を公式訪問します。

作業部会の専門家は、企業活動が人権と環境に及ぼす悪影響を特定、防止し、これに対処するための取り組みを評価する予定です。

作業部会の調査団は、ピチャモン・エオファントン(Pichamon Yeophantong)、ダミロラ・オラウーイ(Damilola Olawuyi)の両氏で構成されます。今回の訪日では、日本政府と企業が、[国連ビジネスと人権に関する指導原則](#)に基づくそれぞれの人権上の義務と責任の履行にどのように取り組んでいるかについて調査を行います。

2人の専門家は「作業部会は他国の訪問調査と同様、今回の訪日調査についても、偏見を持つことなく、幅広い喫緊の課題に関し、さまざまなステークホルダーから知見を得るという強い意欲を持っています」と述べています。

専門家は政府の各省庁や地方自治体、市民社会団体、人権活動家、学識者、労働組合、企業や業界団体の代表と幅広く会談します。また、訪日中は東京のほか、大阪や愛知、北海道、福島などの地方にも足を運ぶ予定です。

専門家は8月4日(金曜日)の15時(現地時間)から、日本記者クラブで記者会見を行います。記者会見にジャーナリスト以外の方々はご参加になれません。会見には日英・英日の通訳が付く予定です。

作業部会は2024年6月、人権理事会に報告書を提出することになっています。

[人権及び多国籍企業並びにその他の企業の問題に関する作業部会](#)は2011年6月、国連人権理事会によって設立されました。現在の作業部会メンバーは、ダミロラ・オラウーイ(議長)、ロバート・マッコークコードル(副議長)、フェルナンダ・ホーペンハイム、ピチャモン・エオファントン、エルジュビエタ・カルスカの各氏です。

作業部会は、人権理事会のいわゆる[特別手続き](#)の一環として設置されています。特別手続きとは、人権理事会の独立人権監視メカニズムの総称で、国連人権システム内で独立専門家を最も多く抱えています。作業部会は人権理事会と国連総会に直属する組織です。特別手続きのマンデートを委託されるのは、具体的な国別の状況または全世界のテーマ別問題のどちらかについて調査するため、人権理事会から任命された独立の人権専門家です。専門家は国連の職員ではなく、どの政府からも組織からも独立しています。個人の資格で任務に就いており、その活動に対する報酬は受けていません。

[国連ビジネスと人権に関する指導原則](#)は2011年、国連人権理事会が(決議17/4により)全会一致で承認したもので、事業活動によって生じる人権への影響を防止し、これに対処するために政

府と企業に何が期待されるかを明確化することで、ビジネスの関連で人権を守るための行動につき、権威あるグローバル・スタンダードを定めています。

国連人権高等弁務官事務所国別ページ – [日本](#)

さらに詳しい情報と取材要請については、作業部会事務局にお問い合わせください。

日本(訪日調査期間中のみ):

Tel. + 41 76 691 0826

Email: Krizel Patolot Malabanan (krizel.malabanan@un.org) および Sonia Cuesta (sonia.cuesta@un.org)

ジュネーブ: hrc-wg-business@un.org

その他の国連独立専門家に関するメディアのお問い合わせは、Maya Derouaz (maya.derouaz@un.org) または Dharisha Indraguptha (dharisha.indraguptha@un.org) までお願いいたします。

国連の独立人権専門家関連の最新情報は、Twitter([@UN_SPExperts](https://twitter.com/UN_SPExperts)) でフォローしてください。

私たちが暮らす世界のことが気になるのなら、
今すぐ誰かの権利のために立ち上がろう。

#Standup4humanrights

ウェブページ <http://www.standup4humanrights.org> をご覧ください。

/ / / /